

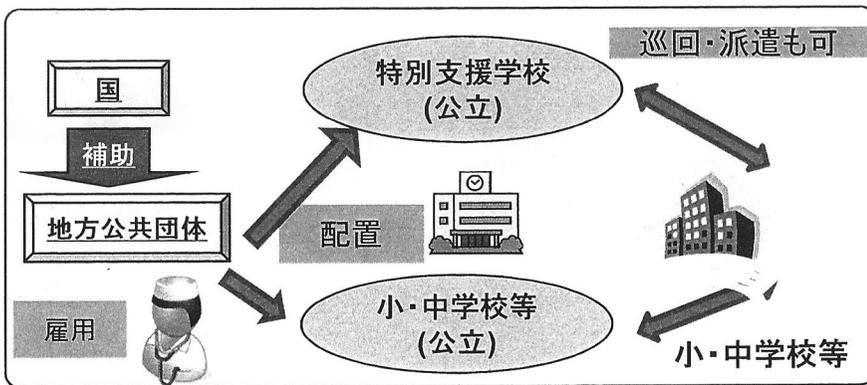
# 医療的ケアが必要な児童生徒等への対応に関するH29年度概算要求事項

## ①インクルーシブ教育システム推進事業（補助金）

### ①医療的ケアのための看護師配置事業【拡充】（1,000人→1,200人）

【目的】学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している状況を踏まえ、これらの児童生徒の教育の充実を図るため、学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施等を行う。【補助率：1/3】

平成29年度概算要求額 840百万円  
平成28年度予算額 700百万円



### ②特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備【新規】30地域

背景：特別支援教育の対象となる子供たちが増加する中で、「インクルーシブ教育システム」の理念、発達障害者支援法の改正（平成28年8月1日施行）、児童福祉法の改正（平成28年6月3日施行）を踏まえ、こうした子供たちが希望を持って生涯を過ごすことができるよう、その自立と社会参加を目指し、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援を行える体制を整えることが求められている。

事業内容：特別な支援を必要とする子供について、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制の整備を促すため、教育部と福祉・保健・医療・労働等の部局が連携し一貫した支援体制を構築する地域を支援する。【補助率：1/3】

平成29年度概算要求額 695百万円

## ②学校における医療的ケア実施体制構築事業（委託事業）

概算要求額：96百万円（新規）

学校において、医師と連携した校内支援体制や医療的ケアを実施する看護師等の研修を充実させ、医療的ケア実施体制の構築を図るとともに、既にノウハウのある教育委員会及び学校がこれから医療的ケアのシステムを整備する教育委員会、特別支援学校、小・中学校等に対し、サポートするネットワーク体制を構築する。

- ◆委託先：医療的ケア児が在籍する公立特別支援学校、小・中学校等
- ◆委託箇所：①10箇所 ②10箇所 ③10箇所  
(①～③複数申請可)

### ①学校における高度な医療的ケア等に対応した校内支援体制充実事業

医療的ケアに精通した医師を指導医として委嘱し、指導医による①学校巡回指導②校内医療的ケア運営委員会での助言③学校からの医療的ケアに関する相談等を通し、校内支援体制の充実を図るとともに、人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケア児の受け入れについて、学校の施設・整備面や学校が設置されている地域の状況等を踏まえた支援体制を検証する事業を行う。

### ②学校における看護師のための研修体制充実事業

医療的ケアを実施する看護師が人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアを含め、安心して医行為ができるよう学校等が①医療機関等の協力を得て行う実技研修②医師会・看護協会・医療系大学等と共同で、学校において必要な医療的ケアのうち看護師の研修ニーズを踏まえたビデオ教材等の研修教材の作成・活用等を行い医療的ケア研修体制の充実を図る事業を行う。

### ③医療的ケアネットワーク体制構築事業

医療的ケアの体制が整備されている都道府県教育委員会や特別支援学校が、医療的ケアを行う体制が十分に整備されていない市町村教育委員会、小・中学校、特別支援学校に対し、①医療的ケア運営協議会のサポート②学校における医療的ケア実施のための指導・助言・研修のサポートを行い、ネットワークを構築する。

# 学校における医療的ケア実施体制構築事業

平成29年度概算要求額 96百万円(新規)

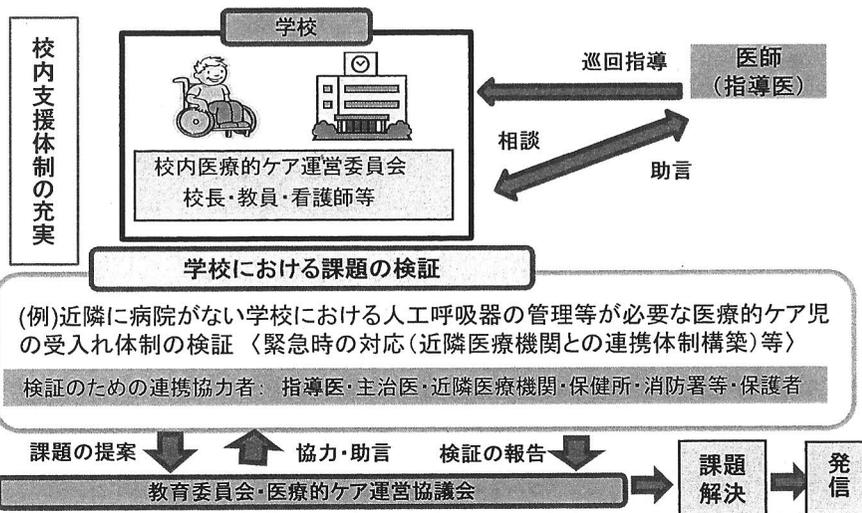
背景: 医療技術の進歩等を背景として、例えば、酸素吸入や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医行為が必要な児童生徒等の在籍が、学校において増加している。そこで、学校において、医師と連携した校内支援体制や医療的ケアを実施する看護師等の研修を充実させ、医療的ケア実施体制の構築を図るとともに、既にノウハウのある教育委員会及び学校がこれから医療的ケアのシステムを整備する教育委員会、特別支援学校、小・中学校等に対し、サポートするネットワーク体制を構築する。

◆委託先: 医療的ケア児が在籍する公立特別支援学校、小・中学校等

◆委託箇所: ①10箇所 ②10箇所 ③10箇所 (①~③複数申請可)

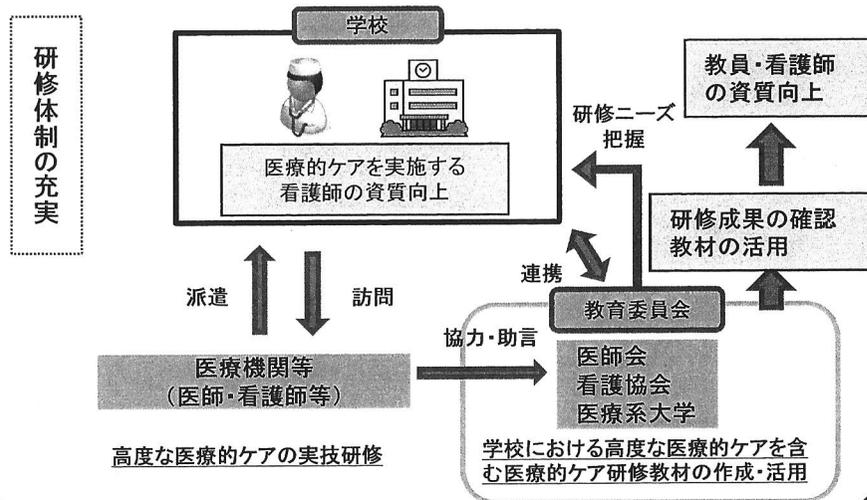
## ①学校における高度な医療的ケア等に対応した校内支援体制充実事業

医療的ケアに精通した医師を指導医として委嘱し、指導医による①学校巡回指導②校内医療的ケア運営委員会での助言③学校からの医療的ケアに関する相談等を通じ、校内支援体制の充実を図るとともに、人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケア児の受け入れについて、学校の施設・整備面や学校が設置されている地域の状況等を踏まえた支援体制を検証する事業を行う。



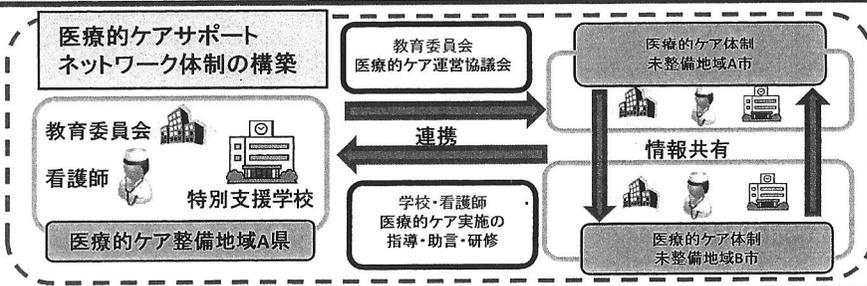
## ②学校における看護師のための研修体制充実事業

医療的ケアを実施する看護師が人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアを含め、安心して医行為ができるよう学校等が、①医療機関等の協力を得て行う実技研修②医師会・看護協会・医療系大学等と共同で、学校において必要な医療的ケアのうち看護師の研修ニーズを踏まえたビデオ教材等の研修教材の作成・活用等を行い医療的ケア研修体制の充実を図る事業を行う。



## ③医療的ケアネットワーク体制構築事業

医療的ケアの体制が整備されている都道府県教育委員会や特別支援学校が、医療的ケアを行う体制が十分に整備されていない市町村教育委員会、小・中学校、特別支援学校に対し、①医療的ケア運営協議会のサポート②学校における医療的ケア実施のための指導・助言・研修のサポートを行い、ネットワークを構築する。



# インクルーシブ教育システム推進事業

平成29年度概算要求額

1,801百万円(拡充)

障害者権利条約の批准や改正障害者基本法の趣旨及び平成28年4月からの障害者差別解消法の施行等を踏まえ、インクルーシブ教育システムの推進に向けた取組として、自治体が、**Ⅰ. 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制整備、Ⅱ. 特別支援教育専門家等配置 Ⅲ. 特別支援教育の体制整備の推進をする場合に要する経費の一部を補助する。**

**Ⅰ 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制整備【新規】(30地域)**  
特別な支援を必要とする子供について、就学前から卒業後にわたる切れ目のない支援体制の整備を促すため、教育部局と福祉・保健・医療・労働等の部局が連携し一貫した支援体制を構築する地域を支援する。【別紙】

## 教育再生実行会議(第九次提言抜粋)

- 乳幼児期から青年期まで継続的に発達支援・相談等を行う体制の整備を促すため、国は、各市区町村等において教育・福祉・医療・労働分野等の関係部局が連携した体制を整備することによって成果を上げている先進的な取組事例について情報提供するとともに、モデル事業の実施等を通じた支援を行う。
- 特別な支援を必要とする子供について、各発達段階を通じ、円滑な情報の共有、引継ぎがなされるよう、国は、乳幼児期から高等学校段階までの各学校等で個別の支援情報に関する資料を作成し、進級、進学、就労の際に、記載された情報の取扱いについて十分に配慮した上で、その内容が適切に引き継がれる仕組みを整える。
- 障害のある子供の自立と社会参加に資するよう、国、地方公共団体は、特別支援学校高等部や高等学校において、インターンシップや就労先の開拓、卒業後のフォロー等を行う職員の配置を充実させ、労働分野等の関係機関と連携した就労支援を行う。

## Ⅱ 特別支援教育専門家等配置

### ① 医療的ケアのための看護師【拡充】(1,000人→1,200人)

・学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している状況を踏まえ、これらの児童生徒の教育の充実を図るため、学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施等を行う。

### ② 早期支援コーディネーター (74人)

・自治体が行う早期からの教育相談・支援に資するため、関係部局・機関等や地域等との連絡・調整、情報収集等を行い、特別な支援が必要となる可能性のある子供の円滑な就学先決定の支援を行う。

### ③ 就労支援コーディネーター【新規】(74人)

・特別支援学校高等部、高等学校において、ハローワーク等と連携して、障害のある生徒の就労先、就業体験先の開拓、就業体験時の巡回指導、卒業後のアフターフォロー等を行い、障害のある生徒の自立・社会参加を支援する。

### ④ 外部専門家(348人)

(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等)  
・特別支援学校のセンター的機能を充実させ、特別支援学校全体としての専門性を確保するとともに、特別支援学校以外の多様な学びの場における特別支援教育の体制を整備するため、外部専門家を配置・活用する。

### ⑤ 発達障害支援アドバイザー【新規】(74人)

・児童発達支援センター等の福祉関係部局・機関等、厚生労働省の実施する発達障害関連事業等と連携を図りつつ、教職員とも日常的に連携、協力をしながら発達障害の可能性のある児童生徒に対する指導・情報提供を専門的な観点から行う。

### ⑥ 合理的配慮協力員(47人)

・各学校の設置者及び学校が、障害のある子供に対して「合理的配慮」の実践に資するため、学校内外・関係機関との連絡調整、特別支援教育コーディネーター等のアドバイザー、保護者の教育相談の対応の支援等を行う。

## Ⅲ 特別支援教育体制整備の推進

### ① 特別支援連携協議会

・医療・保健・福祉・労働等との連携を強化し、社会の様々な機能を活用できるようにするため、特別支援連携協議会の設置し、障害のある子供の教育の充実を図る。

### ② 研修

・管理職(校長等)や各学校を支援する指導主事を対象とした学校全体としての専門性を確保するための研修。担当教員としての専門性の向上のための研修。



補助対象者：都道府県・市区町村  
補助率：1/3

# 【別紙】インクルーシブ教育システム推進事業

(1) 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制整備  
 平成29年度概算要求額 695百万円(新規) 1,801百万円の内数

## 背景

特別支援教育の対象となる子供たちが増加する中で、「インクルーシブ教育システム」の理念、発達障害者支援法の改正(平成28年8月1日施行)、児童福祉法の改正(平成28年6月3日施行)を踏まえ、こうした子供たちが希望を持って生涯を過ごすことができるよう、その自立と社会参加を目指し、就学前から卒業後にわたる切れ目のない支援を行える体制を整えることが求められている。

## (1) 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制整備

本補助事業が求める障害のある子供への支援体制の構築

- ① 就学前から卒業後にわたる切れ目のない支援体制の構築
- ② 教育・保健・医療・福祉・労働部局・関係機関が連携して支援する仕組みづくり
- ③ 個別の教育支援計画等を活用した引継ぎの仕組みを構築
- ④ 切れ目のない連携支援体制の成果・普及の実施

共生社会の実現

- 推進支援地域：30箇所
- 申請条件：左記補助事業が求める障害のある子供への支援体制の構築を図ること  
※福祉・保健部局の申請可
- 補助率：1/3
- 補助対象：都道府県・市区町村
- 最長3カ年補助

## 市区町村における切れ目のない支援体制イメージ図

